

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和4年7月1日（金）16時00分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、

小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職、加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 本部長 他7名

高速増殖炉もんじゅ 所長代理 他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：「もんじゅ」の燃料体取出し作業の進捗状況について

資料2：高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置計画変更認可申請書の概要

資料3：高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置に伴う保安規定変更認可申請の概要

資料4：もんじゅ1次系ナトリウムサンプルの輸送概要

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、それでは本日の面談始めさせていただきたいと思います。早速、事前にお送りいただきました資料に基づきまして原子炉機構の方からご説明をお願いします。
0:00:14	はい。原子力機構サワザキです。それでは資料一番からいきたいと思います。もんじゅ燃料体の取出し作業の進捗状況についてでございます。
0:00:24	めくっていただきまして1ページ目が工程図つけております。最後の第4キャンペーンというところできているというものです。
0:00:33	続きまして2ページで取り出しの進捗状況ということでサマリー付けさせていただきますいております。
0:00:40	最初は燃料取り出しですけれども順調に終わりましたというところで終わった後に、原子炉容器、一次系の全ナトリウムをドレンしましたと。
0:00:52	ということで燃料、燃料体の取出しに使った機器につきましては、後片付け作業が終わりまして、次の燃処理のフェーズに移行してます。
0:01:03	その燃処理に向けてA C A定期検査も進めてます。
0:01:08	その次が
0:01:11	燃料体の取出し終わった後に、原子炉容器S s Lにしまして、今度、第二段階に向けての遮へい体取り出しに向けての事前確認試験をやりましたというところで、結果としてはもともと想定されてた浮力低下。
0:01:27	膨張収縮の収縮の方も想定通りだったということでございます。
0:01:33	最後に
0:01:35	えーとですね今度第二段階で遮へい体取り出していくうちに模擬燃料体の残留ナトリウムというのがもしかすると多いかもしれないという話ありました。
0:01:44	それで今まで要素試験等やってきましたけれども、今回最後に衛藤実の実際の模擬燃料体を洗って確認するというところでございます。
0:01:56	続きまして3ページですけれども3ページは燃料体取出しの進捗結果を示しております。計画通りでしたと、部分装荷でありましたけれども、計画通りで大きなトラブルなく終わりましたというものです。
0:02:10	4ページ目は取り出しの進捗状況で今後のスケジュール入ってますというものです。
0:02:16	なんでもう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	施設定期検査やったり、江藤茂木氏、茂木燃料集合体の洗浄し確認試験やって、あとでリスク評価等をやりまして燃料体処理に行きますというものです。
0:02:32	5 ページ目は事前確認試験の結果ということで載せていただきました。
0:02:37	表形式にさせていただきますして、下に表、表で四つ項目ありますけれども、それぞれについて想定した影響に対して試験やってみた結果どうだったかというふうな形でまとめております。
0:02:50	結果として想定範囲内だったということでございます。
0:02:54	あと参考資料で、7 ページには参考資料 1 として、模擬燃料体の洗浄姿勢についてということで、これまでやってきた試験結果を簡単に紹介してございます。
0:03:08	以降 8 ページ 9 ページは定期検査の進捗状況ということでこれら更新しますし、10 ページには衛藤前監視チームで載せましたけれども、
0:03:19	1 の資料を掲載させていただいております。
0:03:24	はい。資料 1 につきましては以上です。
0:03:29	院長規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、質問コメント等ありましたらお願いします。
0:03:50	いや、特にないじゃない。
0:03:53	特にございませんか。
0:03:55	はい。特にないようですので続きまして資料の 2 のご説明をお願いします。
0:04:02	はい。資料にもサワザキから説明させていただきます。
0:04:06	廃措置計画変更認可申請書の概要ということで、申請しましたので申請概要としてパワーポまとめさせていただきました。
0:04:14	東御 1 ページ目が、経緯が書いてございます。これまで関心会合で説明してきた結果を踏まえて申請したというものです。
0:04:22	下にはプラント状態図書いてありますけれども、一次系の方はドレンして硬化してきてますので、少しその状況はまた更新させていただきたいと思います。
0:04:32	2 ページ目はですね変更申請の概要ということでこれも監視チームで説明してきたことばかりですけれども、基本方針はバルクナトリウムを先にいたします。第 3 段階を準備します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	廃措置の実施区分としては前半後半に分けて、前半の具体的作業を記載します。第二段階の作業は、123のこの三つですと、いうことを書いてます。
0:04:58	3ページはその認可申請書のどこを変えましたかっていうのをちょっと識別させていただきました。
0:05:04	4ページ以降からがですね申請内容について中身になります。立て付けとしましては、各本文条項に関して対する審査基準を書きましてその審査基準に該当する形で作らせていただいております。
0:05:22	4ページですと本文5の審査の考え方①のその解体工法が安全かというところがございますのでそれに対する安全管理上の措置ということで表をし、示させていただきます、
0:05:35	ますと、
0:05:36	ということです。
0:05:37	次、5ページにつきましてつきましては、廃止措置が将来のところは、詳細な方法を定めることが困難な場合は、
0:05:47	その見通しというところがございますので、今回説明してきたロードマップ等に基づき、検討していくというところで見通しを示しているというものでございます。
0:05:59	6ページ、性能維持施設に関してましてはまず1個目はその性能維持施設が抽出されていることとございますので、もともと初回認可から抽出済みです。
0:06:09	ということですんで、前回面談ですかね、面談で説明させていただきましたけれどもプラント安全に寄与しない設備は、除外とさせていただきますと、ということです。
0:06:21	次7ページに関してもあれですね遮へい体の取り出しに関わる施設。
0:06:26	については引き続き維持していくというところ。
0:06:31	8ページにつきましては、
0:06:35	今まで位置構造設備性能に関しては、具体的な記載になってもございませんでしたので、それを具体的にきたというもの。
0:06:46	9ページに関しましては、燃料池の冷却機能の維持期間につきまして、もともと燃料体が搬出完了するまでだったんですけれども、
0:06:56	本、別途、今後やる申請の中で冷却が不要だということを確認されるまでというふうに時期を細分化して出したこととございます。
0:07:07	10ページにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	③ですけれども、これは、
0:07:14	あれか、技術基準西尾三省によりがたい事情を記載してございます。
0:07:21	第一段階はそのナトリウム、失礼しました。炉心から燃料体を出すことを最優先する方が合理的だということ。
0:07:29	第二段階も引き続きナトリウムバルクナトリウムを出す。
0:07:33	出すために、そのためにまずされて取り出しを最優先にする方が、技術基準適合するように合理的だということ。
0:07:42	④番の市営等ところはですねと。
0:07:47	保安規定に具体的に定める場合はその旨というところで、今回リカバリプランの運用は特別な保全計画ですということですのでそれをその旨を記載というものでございます。
0:08:01	11 ページは譲り渡しのところですが、引き続きここも検討して譲り渡しが確定した後に、変更認可を受けるというもの。
0:08:13	12 ページは汚染の除去でございます。こちらについては第一段階の結果を反映させていただきましたというもの。
0:08:24	13 ページに関しては、
0:08:29	廃棄の方法でございますので今回遮へい体の取り出し等をやっていきますけれども、廃棄の方法は第一段階と同じと。
0:08:39	ということ。
0:08:40	衛藤。
0:08:42	セメント固化設備につきましては導入制度そのままタンクで貯蔵するということ。
0:08:49	と、
0:08:50	14 ページの廃止措置の工程については第二段階の前半ということで工程示して後半は、また認可を受けるしますし、
0:08:58	工程遅延の時の対応につきましても、2003、第二段階の目標であります2031 年度中に放射性バルクナトリウム搬出が完了しないと判断した場合に変更認可を受ける。
0:09:12	ということ。
0:09:14	続きまして 19 ページは添付書類 2 でございますので工事に関わる敷地の説明がなされていることということで敷地を示しています。
0:09:23	16 ページは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:26	平常時被ばく評価になりますので、平常時被ばく評価は、第一段階と同じというところで、なぜ同じですかというのをこの16ページに記載させていただきます、
0:09:37	1067ページはその結果ということで、同じで、内容としては同じ第3回と同じということになります。
0:09:46	続きまして18ページの後、自己評価に関しましても今回第1段階から変更しませんということでそれはなぜですかというところを18ページに記載させていただきます。
0:09:58	結果が19ページなんで同じ規定第3回と同じ記載になります。
0:10:04	次10、20ページ、添付書類5でございますけれども、5項も、
0:10:11	第1段階、ごめんなさい、行った汚染分布の評価結果でございますので、第一段階の進捗を記載させていただきます。
0:10:21	次は21ページ、添付書類6でございますけれども、これは先ほど出てきました本文六、七の説明というところで、簡単に記載させていただいております。
0:10:35	最後に12ページですけれども廃措置実際実施体制に関する説明書ということで、
0:10:43	衛藤。
0:10:44	ここにつきましては第二段階以降、解体もやりますし、第3段階以降の検討もやりますので、それができるように、ということの方針を下記載して追記させていただいております。
0:10:56	あとはやはり措置主任者に、それを総括的に監督させるということを入れております。
0:11:03	説明としては以上となります。
0:11:06	以上規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの質問、説明につきまして、質問等ありましたらお願いします。
0:11:18	すいません仮カトウからちょっと確認させていただきたいことがありまして、性能維持施設なんですけれども、
0:11:28	今回、
0:11:31	金神野通りから、既許認可の通りから江藤書記載を詳細化したということなんですけれども、
0:11:42	プランA等のプラントノウマ、
0:11:46	そうですね。
0:11:49	安全に寄与しないものを、生の施設から除外しましたということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:55	これ排水処理設備ってあるんですけども、この排水処理設備っていうのは、こういった排水を処理する設備なのかっていうのを教えていただけないでしょうか。
0:12:08	はい。原子力機構サワザキです。
0:12:11	えーとですね排水処理設備は、木を放射性にするに一般廃液になります。例えば、
0:12:20	なんやろな。
0:12:24	オイラーの。
0:12:26	は違う違うなちょっとあれ、すみません文字がちょっと不足。
0:12:31	南條のウチハシです。補足します。サワザキ申し上げた通り非放射性的の廃棄物のうちの水に関するところですよ例えば、
0:12:43	雨水がたまったらそれを排水しなければいけないのでそういったものを処理した上で、放出するというものです。一般的な污水处理場みたいなイメージを持っていただけるとわかりよいかと思います。
0:13:02	一応規制庁の加藤ですわかりましたありがとうございます。ちなみにこれって何で最初そうだななんて何だろう。
0:13:13	ボイラー。
0:13:17	香美町の趣味これ、
0:13:21	薄井とかでも汚れてる可能性があるから、
0:13:25	だからっていうこと。
0:13:28	だからとっといた方がいいって判断を当時したって言ったのはもうちょっと経緯わかんないよね。
0:13:34	粒子です。
0:13:37	詳しくは覚えてないけど、最初の頃は、燃料が残ってるから、もう全部性能維持施設アベたら議論しましたね。
0:13:45	それはあんまりだから、
0:13:47	減らしていきましようかというんで、なるべく減らしたんだけど、そこだったらあんまりそこ、
0:13:53	関心なかったのかなあかんしじゃ言い方悪いんですけど、
0:13:57	積極的に伸びなかったから、竹井さん何か覚えてないですか。
0:14:05	すみません。
0:14:09	使う、
0:14:11	使うということが、当初はやはり
0:14:15	安全だけじゃなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	廃止措置を進めるに、
0:14:22	当たって必要なものは、
0:14:25	使用施設だろうと。
0:14:28	というような概念があったとっていて、
0:14:31	それで入ったと思われます。
0:14:36	そこをあまり、それを良いのかとかいう話話ではなかったのもそのままずっと来てしまったんじゃないかと思っています。
0:14:45	R E D Y特化してはちょっと記憶してないですけど。はい。わかりました。全体的にそういう傾向がありました。あれですよ。最初の頃は、
0:14:55	いわゆる、こちらも硬くて、全然プラント、そのまま年齢も入ってるから、基本的に全部だという話が始まりましたよね、性能維持施設っていうのはね。
0:15:08	はい。
0:15:09	あんまりそういうところの詳しい細かい議論はしなかったかもしれないですね。
0:15:14	そうですね。
0:15:22	菖蒲新居です。あと細江さんが先ほどちょっとよく聞き取れなかったんで、科技厅さんの
0:15:31	何か意向だったのかというお話はおそらく、そもそもこういうものが、湯公認設備なのかっていう疑問からのご発言かと。
0:15:41	思っております。私はですね、私の記憶でお話をさせていただきますと、
0:15:48	当時、設工認の工認レベルのですね記載事項の別表がありませんでした。
0:15:59	排水処理設備については設置許可の中に排水処理設備というのが
0:16:05	これは電力さんも書いてあるんですけども、
0:16:08	設置許可に書いてあるやつはすべて設工認に過去、
0:16:13	困うとか書きましようという、指導受けですね、工認にはないような設備についても、問ずーは設工認として入れました。
0:16:25	で、なので20申請した時は工認の
0:16:29	記載にあるものと設工認に記載にある記載があるものが、ずれています。
0:16:35	そう。それで入ったというのが、30年ぐらい前の私の記憶です。
0:16:43	100%理解しました。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:45	理解としてはこれもう外しましょう。
0:16:47	いいですよ。
0:16:51	務めを果たしたと思います。
0:16:58	規制庁の加藤ですすみませんちょっと続きまして、同じく性能維持施設で、
0:17:04	確認なんですけれども、
0:17:07	今回既認可の通りから衛藤、
0:17:12	設備のと、
0:17:15	1台数を具体的に多分記載していただいたと思うんですけれども、
0:17:21	一方で、この
0:17:23	配置段階に必要なプラント運用状態に基づき、性能は北見必要な維持台数を定めたっていうふうになってるんですが、ちょっとこの資料ですかあと申請書から、
0:17:36	当時、具体的にその既許認可通りの台数から台数を
0:17:43	減らしたものがいいのかどうかっていうのがちょっとわからなかったの でそういったものがあるのかどうかっていうことを教えていただければ と思うんですがいかがでしょうか。
0:17:53	船橋です。
0:17:57	ちょっと聞き取りにくかったところもあったので若干答えが変わるかも もしれないですけども、ご質問は、既許認可通りの台数から今回削減した ものがあるのかどうかという質問だったと思います。で、
0:18:12	今回ですね、そもそも、原子炉を運転するために必要な台数というのは 非常に多くのバイスを持っています。
0:18:24	その中で、挨拶段階総台数を維持しなければいけないのかというところ ではなくって、3台あるもののうちの1台だけで十分に性能が発揮でき るとか、
0:18:36	そういったものもございますので、そこは、必要な台数を考慮した上 で、削減しています。具体的には、空調関係のファンの台数なんかは削 減しているものがございます。以上です。
0:18:53	わかりました削減しているものがあるというふうに理解をしました。
0:19:00	その辺って何か申請書具体的にどこの、
0:19:04	ものを、どのくらい台数を減らしたとかって読めるようになってますか ね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:13	はい。Cさん資料の中で、基礎、既設の6-1表と、それから新たな6-1表の比較表もお出しいたしますのでその中では、
0:19:25	台数がどう変わったのかというものを記載してございます。
0:19:31	本文にはひもづけられたんですか。
0:19:34	そうですけど。
0:19:38	はい。本文の中でも、添付の中で第6-1表及び出してございますのでその中に、台数は被災してございます。
0:19:48	今、家はそうじゃなくて、
0:19:51	今、内村さんがおっしゃったような話。
0:19:55	要は運転のときと違うんですか。
0:19:59	現在置かれてるプラントの状況をかかみると、
0:20:05	かかみたときに、どうも6-1の右、右欄とかね。
0:20:10	わかんないけど、そういうところを、
0:20:13	の台数で十分であると、安全上十分であると判断したとかなんかそういうのってあるんですかっていうふうに、
0:20:24	はい。
0:20:25	本文6の中に性能施設の記載はしてございますけれども、今おっしゃったような細かな記載はしてなかったと思います。すいません。敦賀サワザキです。
0:20:37	今回変更申請で比較表の形で示してますけれども、
0:20:42	江藤菅理由のところ、ちょっと理由の欄で、そんなには記載できなかったんですけれども、ちょっと変わったところ変わったよというふうにさせてもらいました。
0:20:55	なんで、ここは今後審査を進めていく上で、ちゃんと説明資料を、審査、審査として受入れるようにちょっと用意して説明していきたいと思えます。
0:21:07	感覚的にはですね、多分これ本文記載事項だと思いますよ。考え方は、
0:21:14	なぜ減らせるのかというのは、やはり本文でしっかり書いた上で、それで、添付なり飛ばして、それぞれの理由が書かれていると、いうことだと思います。
0:21:26	別に否定してるわけじゃないですよ、の考え方残してくださいと、本文に書いてないと僕ら規制できないんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:37	はい、わかりました。現状は性能というところでプラントの状態に応じて性能を発揮するために必要な維持台数を残しますというふうに記載を してございますけれども、
0:21:50	もう少し詳しく安全上必要な外出、それらを維持します等々の記載につ いては考慮し、考えたいと考えます。
0:22:02	うんそうですありがとうございます。それでそういうのを方針でお願い します。
0:22:11	原子炉規制庁の加藤です。今の件につきましては会合でもちょっと説明 してくださいということでお願いしようと思っておりますので、はい。よろし くお願いします。
0:22:23	あとすいません最後にもう1点なんですけれども、使用、
0:22:28	また同じくSEM施設のところで、燃料池の水冷却機能の維持期間を、 燃料た使用済み燃料の強制冷却が不要となるまでっていうふうに、
0:22:41	記載を変えますということなんですけれども、
0:22:44	これっていうのは使用済み燃料の強制冷却が、
0:22:49	不要であるという評価結果を示す変更認可申請が今後出てくるという認 識でよろしいですか。
0:22:59	はい、内堀です。
0:23:02	すいませんちょっと変わりましたサワザキです。はい。今回の6月申請 には入ってませんけれども、今回認可が終わった後、以降の申請で、別 途また認可を受けようと思えます。
0:23:16	原子力規制庁の加藤です承知いたしました。
0:23:21	それって廃止措置計画には書いてないんですね今回の申請には、いずれ 変更認可をする予定ですみたいなことは、
0:23:34	すいませんちょっと今手元に持ってないんですけど、理由のところによ し書いたような記憶があるんですけどすいません。
0:23:43	それもちょっと会合で確認させていただきますのでお願いします。
0:23:48	私からは以上です。承知しました。
0:23:54	内村さん何かしゃべりたそうでしたけどどうぞ。
0:23:59	サワザキ申し上げた通りで、今の廃止措置計画の中では、そういった具 体的に、
0:24:08	燃料系の冷却が不要になったら再申請しますみたいな記載はしてなかつ たと考えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:21	評価方式じゃないですけども、いずれその再申請が必要だと、安全上の再評価をした上で再申請が必要というものについては、
0:24:31	今回来そういうふうを書いて書いちゃってください。もう、
0:24:35	要は宿題がありますよっていうふうに残しちゃってます。
0:24:39	これ、いいですかね。
0:24:41	ていう話を、背弧介護でやります。
0:24:47	はい、承知しました。
0:24:54	すみません、有吉です。
0:24:56	ちょっと今とも関係したら4ページ。
0:25:00	なんですけど、
0:25:02	審査の考え方の要求というので②番ですかね。
0:25:06	廃止措置について詳細な方法等を定めることが困難な部分がある場合、
0:25:12	その理由を明らかにするとともに、
0:25:15	見通しですかね。
0:25:21	これは、
0:25:23	今回申請されていないものはすべてそういうことを書くんですかね。
0:25:32	減収機構サワザキです。はい。
0:25:37	おっしゃる通りでして、5ページになるんですけども、
0:25:41	衛藤。
0:25:42	現在詳細な方法を定めることが困難である理由は、これこれこうでというところで、それはその名高速炉特有のナトリウム機器解体を検討していくのはちょっと時間がかかるというところを書いてますし、
0:25:56	じゃあどうやってそれを検討して進めていくのってのはこれまで監視チームで説明した。
0:26:02	内容ですけども、ロードマップを作って、それに基づき間に合うようにしっかりやっていくというところを、
0:26:10	見通しということで記載させていただいており、それはいつまでというところを、いつまでにそれを認可を受けますというところを申請書に記載してございます。はい、わかりました。
0:26:28	せ規制庁のです。先ほど性能維持施設の申請書の中で、
0:26:36	維持期間の記載について、
0:26:39	炉心から燃料体を取り出すまでという記載のものがあるんですが、
0:26:45	この炉心から燃料体はもう第一段階で取り出していて、
0:26:53	そうすっともう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	維持期間で炉心から燃料体取り出すまでというものについては、
0:27:00	第2段階では必要ないということになるんですかね。
0:27:06	はい。原子力機構サワザキです。多分、ちょっと今手元にないですけどその下の段に多分遮へい体を、
0:27:14	取り出すまでということで、そのピット機能をつけてると思います。
0:27:21	なんで、燃料を安全に取り扱う機能としては終わったんだけど、遮へい体を、今後、取り扱うので遮へい体を取り扱う機能ということで、その下に書いて、
0:27:34	倉庫の機能も売れ、生まれ変わってその期間も生まれ、それに合わせて、直したと。
0:27:40	いう形になってると思うんですけど、
0:27:49	今、私見て例えばもう委員。
0:27:53	6-1の2ページ目、お手元にないですかね。
0:28:12	例えば炉心燃料集合体だとか、ブランケット燃料集合体というのは、
0:28:26	維持として、機能としては、炉心形状の、
0:28:30	維持機能ってなって、
0:28:33	期間は炉心から燃料体を取り出すまでと。
0:28:38	特に、遮へい体っていうような記載はちょっと見当たらないみたいなの。
0:28:43	あ、ごめんなさい。その時ですすいません。あそこですね、炉心形状維持機能ですね。
0:28:49	端的に申し上げますと、炉心の形状維持するのはその燃料体を
0:28:57	損傷しないように形状維持しておかないといけないという目的がありました。
0:29:02	それらは第一段階で燃料体を取り出しちゃったので、
0:29:06	燃料がありませんので、その形状を維持するということとは必要ないということで、維持期間満了ということで、ない、その以降は大体段階移行はないと考えております。
0:29:20	そうすと第2段階でその性能維持施設の表にこの
0:29:24	設備が、
0:29:25	記載してあるのは、
0:29:27	記載、記載の仕方だけなんですけど、削除してもいいのかなと思うんですけど。
0:29:37	はい。すいません。記載が残ってるのは、
0:29:43	既維持期間が満了したからといって表を削除するのではなく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:50	ずっと残しておいてその維持期間の終わりをしたということだからそれ残しておけというのが指導だと思っておりますので、それは決してはいません。
0:30:14	消した方が合理的じゃない。これちょっと荒井さんのご意見聞きたいんだけど、本部長どう考えますか。
0:30:23	すいません。
0:30:26	新しいの頭はこれまで、8月から残すって言われていたので、まだ今そこにあまり今考えは今、現状、
0:30:38	今ただただ今はないですね今。
0:30:41	アリヨシですけど、これ。
0:30:45	これってね、炉心から、すいません、炉心から出したらいいんだけど、燃料プールにあるんでしょ。
0:30:51	燃料取り出した炉心燃料というのはどうなる。やっぱり性能維持施設あるんですかね。
0:31:02	いやだから、浅田家それは燃料池の貯蔵という観点で、多分機能を持たせてるんでそちら側って、
0:31:14	ここは、
0:31:15	これからも、
0:31:16	いや、だから、その辺も同じ理解する。
0:31:21	事象はアライです。燃料池に行った後は、それは燃料池の機能にはならなくて、燃料池の中で保管していくものになります。
0:31:33	で、
0:31:36	それはそれを性能維持設備と呼ぶかということ、私は性能維持設備ではないと思っています。
0:31:45	次搬出するまでの間保管しておく。まあね、核燃料部主体というか燃料体というか、
0:32:03	田口ですけども、ちょっと気をくうがあれなんですけども、
0:32:07	残したのは、これから廃止措置進めていくときに、いらなくなったけれども、また要するようになることもあるよねと、復活もあるから、
0:32:20	全部消えちゃうとわけわかんなくなるから残しといた方がいいんじゃないかという議論があったような気がします。サワザキさん覚えてないですか。
0:32:29	すいませんちょっと記憶にないですこれで問題あります。アリヨシですけど、それはね一般論としてありましたね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:36	一般論としてはね。
0:32:38	だけど燃料に特化されるのではなかったと思いますけどね。
0:32:45	それはその燃料にはそうですね。おっしゃる通りです。だから、
0:32:50	少なくとも炉心にない燃料が炉心にあること書いてあるってのは確かに違和感があって、
0:32:57	それは乗っけるっていろいろあってしかるべきかなと思いますけどね。
0:33:14	フラットに考えていいと思いますよ。
0:33:19	僕は、
0:33:20	フラットに考えてってというのは、
0:33:23	過去の経緯を除いていったときに、
0:33:26	今、
0:33:27	本児が置かれてる状況っていうのを見てたっけですね。
0:33:31	要はこれはじゃあ検査の対象なんですかって言われたら、検査の対象なわけです。
0:33:38	検査の対象なんだけれども、9集合になってるということでしょ。
0:33:44	そういうことはない。
0:33:46	だから、毎回検査官には、
0:33:49	検査の対象なんですけど、性能維持施設ですと、ただし、燃料がありませんので、語学集合ですと、
0:33:57	そういう説明を毎回していただくということになりますけれども、よろしいですか。ということです。フラットに考えると、
0:34:06	その後、
0:34:11	それを新居さんが許容するかという話を僕は聞きたかった。
0:34:16	衣装払いです。
0:34:18	今いただいたご意見を踏まえて少し検討させてください。我々はこれまでの一般論としてというものは確かにありましたけど、
0:34:30	清野一井が終わった後はもう引き続き残しておく方がいいんじゃないかということで残してきています。なので、
0:34:39	ここの炉心燃料集合体については、維持期間が終了した、すなわち性能維持設備としての、
0:34:48	ノンなんての機能を果たしたと終わったという、
0:34:53	整理で、定期事業者検査の対象からは外れるというふうに私は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:03	どういう整理ができるというふうに考えておったのですが、今ホソノを調査官が言われるように、そこは食う集合であろうという整理も、
0:35:15	今、理解をします。認識をしましたので、
0:35:18	今後、定期事業者検査も考えた時にどうあるべきかというのを少しもうちょっと議論させていただきたいと思います。
0:35:27	ホソノです。将来復活するようなものは、先ほど武さんと荒内野アリヨシの議論で、もしそれがあれば、
0:35:38	0じゃないのであれば、それは残しておけばいいと思います。例えば米印を打って、将来、機能を回復することがあり得るとして残しておけば、空襲5でもいいんですけども、
0:35:51	もう本当に何もなければ、
0:35:53	を消していくっていう方が合理的なんじゃないかと思います。
0:35:58	ですから、何を言ってるかっていうと、
0:36:01	要はあそこまでハセガワ力を使う必要はないですよっていう話を今しています。
0:36:09	そこられるのは僕なので、皆さんじゃないですから、もう、
0:36:16	なので、気にしないでいいですと、フラットに安全っていうのを、もんじゅに関しての安全、
0:36:22	どうやって分析進めていくかというのを考えていったときに、
0:36:26	乗れる話は私は載りますと。
0:36:29	例えば私とか我々乗りますと、
0:36:32	ということです、いずれにせよ風習剛なものを私は残しておくことはいまいち合理的ではないというふうに理解はしていますけれども、ちょっと考えてみてください。
0:36:44	はい。減少機構アライです。検討させて、考えさせていただきます。ありがとうございます。
0:36:59	有吉です。
0:37:01	炉内高ドライ構造物、そのブランケットのその炉内構造物のこれなんか、書き方見直したらいいかなっていう気もしますけどね。
0:37:12	これ炉心から燃料はないけど最大出すまでいるんでしょ。
0:37:27	入りますね。
0:37:30	同じく制御棒の数も、
0:37:34	なんかちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	炉心に燃料がないんだから、
0:37:38	臨界にもならないし、あとは遮へい体と一緒にこう出してるだけの話でしょ。
0:37:43	これもいろいろ書き方目指したじゃないかなと思いますけど。
0:37:48	そうなんですよね今、何が必要なのかっていうところだから、あれ本部長がよくおっしゃる。
0:37:55	内容はすべて夜6に書かれてるのかどうかっていうところが、ちょっと理解できないところがあるんですよ。
0:38:04	はい。そうですね。5月。
0:38:06	うんうん。
0:38:08	よくほら、荒伊井さんとそのうちのアリヨシとよく話をさせてもらってるんだよね。
0:38:14	だから、その状況の報告はちゃんと私も聞いてますし、
0:38:18	武石さんともよく議論をしてるところなんですけどここは、
0:38:23	今の本中に何が必要なのか。
0:38:25	どの程度の安全が必要なのかというところの見極めをした上で、削っていくっていうところだと思うんですよ。ここは難しいと思うし、下手すれば無駄なことなのかもしれないけれども、
0:38:38	でもやっていってそんなない話だと思うんですよ。
0:38:43	要は自分たちの安全の見極めができているというのは、証明できるという意味でですね。
0:38:48	だからウエノの人も多分すごくいい質問で、
0:38:51	いらぬものに対して、入りますと、あえて説明する必要があるんですかっていう。
0:38:57	井浦委員質問だと思いますよ。
0:38:59	それは、本部長以下、
0:39:02	皆で検討したのかって言われたときに、何かね、検討した感じがしないんだっけ。
0:39:09	だから相変わらずもう十分だっていう気がするんですけどもっていうのは、最後の嫌みですけども。はい、沖理事。
0:39:19	例えばちょっと、今阿部さん検討していただけるって言ってたので、少し検討し、してみてください。で、いずれ事業ここは介護で必ず僕らは指摘をします。
0:39:31	この件は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:34	そういうふうに思っただけだと思います。
0:39:45	はい。承知しました。緑化の関心会議の中で、ご質問いただいてその部分、しっかりと回答できるように準備をさせていただき、
0:40:04	規制庁側から何かありますでしょうか。
0:40:11	はい。ではよろしければ、じゃ次資料の3のご説明をお願いします。
0:40:18	資料三文字から説明します。
0:40:26	本児ヤマモトです。それでは資料3の保安規定変更認可申請の概要についてご説明させていただきます。なお本日はですね前回の面談において説明した内容のうち、変更が発生したところを中心にご説明させていただきたいというふうに思っております。
0:40:42	1ページ目ですが今回の保安規定の変更申請の範囲を示しておりますが、こちらは第二段階の前半部分について申請を行うといったところです。
0:40:53	この中身については変更ございませんので割愛させていただきます。
0:40:59	続きまして保安規定の変更の概要でございますが、今回の変更申請の主な内容としましては大きく二つありますが、
0:41:08	ウエノ0102については前回の説明と同じですので割愛いたします。最後の③については組織の見直し等に関する部分となっておりますので今回新たに追加した内容となりますが、
0:41:22	その詳細については次ページの方でご説明させていただきます。
0:41:29	3ページ目ですがこちらが組織改編に関わる事項となります。
0:41:34	まず見直しにあたっての組織設計でございますが一つ目は廃止措置移行後に二次系のナトリウムすべてドレンいたしました。第一段階の燃取期間中は一次系のナトリウムですとか依然として維持すべき機能が
0:41:49	ですとかそれに伴う点検が多かった。保全を中心とした組織体制を維持しながら保全の合理化といったところに取り組んで参りました。
0:41:57	今後、第二段階の前は井関さんでは遮へい体の取出し作業ですとか水蒸気系の発電設備の解体等に着手しまして、後半部分では、ナトリウムを反映する計画としております。
0:42:09	部会ではナトリウム機器解体に向けた準備を本格化いたしますので、こういったことを踏まえて、廃措置の現場作業に取り組む組織大変体制に改編させて、今後音楽家する解体戦略廃棄物戦略に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:23	さらに要員を振り分けるといったことを念頭に置いて、廃措置が先行するふげんを参考にしながら組織の業務の統合を行うということでございます。
0:42:33	この考え方に基づきまして組織改編を行っておりますがその詳細については次ページの方でご説明させていただきます。
0:42:42	4 ページ目の図ですが、こちらは現組織と新組織を対比させた図となります。枠内の色分けの意味なんですけども資料の一番下に記載しております通り、緑が廃止する組織、黄色が業務を変更する組織、
0:42:56	水色が新設する組織になります。
0:42:59	また元組織と新組織の間にですね青色の矢印を記載しておりますが、こちらは組織改編を行うに当たりまして、別の課への業務移管が発生するところについて、移管元と移管先を線でつないでおります。
0:43:13	変更内容でございますが、現組織の一番上でございます計画管下から設備に矢印を記載しておりますが、これは保全計画に関わる業務を設備保全課に移管するというを示しております。
0:43:27	それから、上から 2 番目の廃止措置計画課ですけどもこちらの課を廃止いたします。
0:43:33	廃措置計画から計画管理下に矢印を記載しておりますけれども、これは甲斐措置計画に関わる計画管理業務を計画管理課に移管ということをお示ししております。
0:43:44	また同じく技術実証会に矢印を引いておりますが、
0:43:48	これは今後実施する廃止措置の工事調査それから研究開発等の業務を新設する技術実証課が行うということを示しております。
0:43:57	次に、現組織の機械保全電気保全施設保全燃料環境課こちらを廃止いたします。
0:44:04	それぞれの下から設備保全課に矢印を記載しておりますが、これは保全に関する施設管理業務を新設する設備保全課が一元的に実施するというを示しております。
0:44:15	また燃料環境課からもう 1 本施設管理課の方に線を記載しておりますけども、
0:44:20	これは燃料取扱作業に関する業務を施設管理課に移管することによって、操作等の業務を、施設管理課が一元化、一元的に実施するというを示しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	最後に、安全管理課から施設保安課の矢印ですが、これは遮へい体等の管理ですとか、燃料管理業務を施設保安課に移管するということを示しております。
0:44:41	今後は施設保安課が経理管理保障措置遮へい体、燃料管理、こういったところを一元的に実施するということでございます。
0:44:51	今申し上げました業務移管の内容を踏まえた各課の職務内容を資料の右側に記載させていただいております。黒字の下線部分がですね、保安規定の第5条の職務のところに記載する文章となります。
0:45:05	組織については以上です。
0:45:15	安部所長カトウで説明を続けてください。
0:45:37	原子力規制庁の方ですけれども、説明を続けていただければと思いますお願いします。
0:45:51	あれ、個別の教育を実施しました。
0:45:55	稲岡。
0:45:56	運天颯花監事、そういったところを縮小するということを行いました。
0:46:06	見直し計画をご説明、説明させていただきます。
0:46:11	第1段階ですね。
0:46:25	運転は運転に必要な教育を、第二段階管理業務に設定しているという部分にしております。
0:46:39	続きまして8ページですが、恒久的な措置となります。
0:46:44	恒久的な措置の内容、1段階だと、いうふうに変更するということ。
0:46:53	ちょっとさっきの内容を変更しましたので、ご紹介させていただきます。
0:46:59	ちょうど真ん中の方に記載しておりますけれども、愛知の案内管を閉鎖するということ、それを勘違いする場合には配布し、
0:47:13	がついたと、いうことを規定いたします。
0:47:16	前回の面談では、こちらに加えて、Nピックアップができないような措置をするということを記載しておりますが、著者へ、
0:47:31	あと恒久的な措置としてはそぐわないというところを変更しております。
0:47:37	また、一番下に記載させていただきました。
0:47:45	考え方としましては、水中に保管する燃料を移送した場合、させます。
0:47:54	それに対応するための設備をですね、ために、設備の一方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:20	続きまして事務決算、こちらはございませんので割愛いたします。
0:48:31	10 ページも同じ、変更ございませんので、説明をさせていただきます。
0:48:37	11 ページは、
0:48:48	12 ページの記述が、
0:48:51	第 2 段階における授業料の基準をご説明させていただきます。
0:49:02	基準を目的にしておりますが、健全性を確保するために、
0:49:13	ついて進めるということを目的として、
0:49:25	これまでと同等の管理を Q M S に規定するということを設定して実施いたします。
0:49:36	それぞれ、
0:49:49	代取っす。
0:49:51	注 3 ページ、一方、2、
0:49:57	一国する。うん。
0:49:59	どうぞ文言を確認していくのか、させていただきます。
0:50:07	準急物エニポス 1 パターンご説明させていただきます。資料の上から 2 番目の燃料、
0:50:18	質等もさ、想像を
0:50:20	大類に説明させていただきますと、こちらは、健全性を確保、遵守しましたが、
0:50:31	第二段階%天田変更の方に記載しております通り、C がなくなったということと、
0:50:45	あと第一段階と同様、マッピングへの駐輪ポスターを与えないということですので、こういった状況です。
0:51:10	利益を製造すると。
0:51:21	ということでございます。またあわせてですね、ナトリウムの熱的化学的緩和機能という維持機能を定めておりますが、性能維持施設として管理して機能を維持いたします。
0:51:35	今申し上げた内容はその他の基準についても基本的には共通する内容となっております。また今後の管理についても、基準としてではなく Q M S に定めて同等の管理を行っていくといった方針のところもすべて共通となっております。
0:51:51	1040、
0:51:53	5 ページはそれぞれ今の観点で理由と今後のか。
0:51:58	記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:00	それから 16 ページでございますが、表の一番上でございます原子炉施設の運転員の確保ですけども、こちら主な内容にあります通り、
0:52:13	廃止措置にあたって確保すべき運転の活動を 1 直当たり 5 名から 4 名に見直しますと記載しておりますがこの内容は前回から変更はございませんが、前回の説明の中ではこれに加えて常時中央制御室に確保する人数を二名から 1 名に変更しますと、
0:52:29	いうご説明をいたしました。しかしながら 1 名とした場合にその 1 名が体調不良等によって対応できなくなるといったような不測の事態を考慮しておりませんでしたので、
0:52:41	こちらについては現行規定のまま二名といたしまして変更内容から削除しております。
0:52:49	最後の 17 ページの廃止措置管理につきましてはこちらも前回からの変更がございませんので説明は割愛させていただきます。
0:52:59	はい、説明内容は以上となります。
0:53:04	原子力区長の加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、規制庁側から質問コメント等ありましたらお願いします。
0:53:28	そうです。
0:53:31	一部の二名に見直したのは、いいと思います積極的で、大事な考え方で、
0:53:40	取ろうとかで、申請書ではなくてもいいし、どこでもいいので、
0:53:45	なぜ二名だったのかという話で 1 名に減らそうとした理由と、
0:53:51	これ 1 名にするっていうのはもう 1 回記録には残ってますから、
0:53:55	なぜ 1 名できるのかといった理由等でまた二名に戻したという理由ですね。
0:54:01	これをしっかり紙で残すことが重要だと思いますじゃないと、今度 1 名に減らすときに、
0:54:07	困りますから、
0:54:10	また、熱をしなきゃいけないって理由を、
0:54:13	どうぞ。
0:54:14	なので、しっかりこれを記録に残すようにしていただくようお願いします。
0:54:22	もんじゅ施設管理課後藤です。
0:54:25	コメントありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:28	えっとですね3回1名で最初に1名で問題ないという説明をさせていただいたんですけども、そちらについては非常時等のトラブル対応の初動として警報確認が主となるので、
0:54:42	まずは1名、最低限いればいいという説明をさせていただきました。そこで細尾ホソノさんのご指摘で1名倒れた場合どうするのっていう話がありまして、
0:54:53	そろうの対応として1名でできるという評価はすでに済んでいるんですけども、そちらに1、1名が倒れることに関して考慮が抜けておりましたので、
0:55:04	1名からそして二名に戻すという形をとらせていただきました。こちらについては審査の中でも、
0:55:12	トラブル時の所、初動、それから収束に向けてどういった対応をしていくのかな、何人でどう対応するのかについて説明させていただきたいと思っております。
0:55:24	ということは大幅にさあ、ホソノですけど、とかさ、これ二名が1名に減るときっていうのは、もうバルクナトリウムがほぼ、
0:55:34	なくなったらもう2、1名でいいんだ。
0:55:37	大規模火災がなくなるから、
0:55:40	いわゆる想定事項がもうなくなっちゃうっていうことですよ。
0:55:43	その時が1名にするチャンスだということですかね。
0:55:49	おっしゃる通りそういうところも考えておりますので、今回はそのチャンスかなと思っておりましたので、そこも考えていたんですけども、そういった1人1名が倒れたらっていう不測の事態を考慮してなかったっていう観点は抜けておりましたのでそこは補足させていただきます。
0:56:05	了解しました。わかりました。
0:56:10	武。
0:56:11	一井ですけども、細野さんに伺いたいんですけど、
0:56:15	2名ということを規定して、
0:56:19	二名になった時に1人、具合が悪くなって1名になってしまったと。
0:56:27	いうときは保安規定ファンになっちゃうんですかね。
0:56:33	一般ではなくて多分、右手を上げる状態になるんじゃないですか。
0:56:38	施設管理がゴトウです。基本的に1名で1人1名が倒れたとしても、呼びますので最低人数は確保します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:48	全体の人数が足りなくなる場合には、緊急呼び出しますので、一般体制の最低人数4名を守れる形をとります。
0:56:56	以上です。
0:56:58	事がいいねそうそうやって欲しいんだけど、
0:57:03	多分、ロジックとして二名と規定していて、二名で運転しましたと。それは保安規定で許されてることですね。
0:57:13	だからそれで万一、倒れてしまったと、何か病気かなんかで突発的に、
0:57:21	そうすると、保安規定違反。
0:57:24	稲場。
0:57:27	で、それを防ぐためには、1人呼ぶ。
0:57:31	うん言ってあげる。うん。そうそういう考え方ですね、そういう考え方ですね。
0:57:39	だんだん色白旗でしたっけ。栗田です。今日はアヲハタじゃない。
0:57:49	保安検査官の立ち会いを求めて1名の
0:57:54	二名以上確保されていることを確認するというそういうことになるんじゃないですかね。
0:58:03	実際お父さん言う通りそういう状況にならないんだけどね、4人か5人で運転するんだろうか。
0:58:10	理論上の話でいけば、アヲハタですので、
0:58:15	1人食べたからお旗を上げて、1人、控除額の未と、その期間はどのぐらいかと言われたら多分速やかにだと思うんで、
0:58:32	何日以内とかの次元ではないっていう感じはしますけどね。
0:58:39	わかります後藤が申し上げたように、そういう状態にならないように、営業部なり何なりすると思うんですけど私が言ってるのは、論理上っていうか、
0:58:49	理屈上の話を一応詰めておきたいなと思って。うん。わかります。わかります。わかります。わかります。はい。そういう考え方です私の方は、
0:59:11	生徒に聞きたいんですけど、これを組織のところはこれでいいんですか。
0:59:22	規制庁加藤です。これは結局合わせて申請するということですよ。
0:59:31	はい今回の申請に含めるものとしております。
0:59:41	はい。ちょっとまだ何か名称も、
0:59:44	名称問題はどうかというところで結局、かつその名称問題っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:51	もうヤマモトですすみません資料4ページのところで説明はすいませんちょっと割愛してしまいましたが、右上の点線の囲みに記載しております通り、
1:00:02	新組織における組織の固有名称は仮称というふうにさせていただきました。
1:00:14	だから、中身は、
1:00:17	小さしこれで審査してくださいと。
1:00:19	名称については、変わりますと、
1:00:23	そういう内容で審査をするという方針ですねだからこの前のヒアリングを踏まえた内容に直して、
1:00:29	いただいたという理解でいいんでしょうかね。
1:00:39	別所村井です。そう、そういうご理解いただければと思います。
1:00:43	ここに固有名称は仮称というふうにしました。敦賀の配送実証部門としてはこの名称でいこうというところで、
1:00:54	機構の中の総務部という、その組織を担ってるところにも、届け出てですね、今後、
1:01:04	実際に来年4月11に向けて、権限規定だったりとかそういうところを、機構の中で決めていきます。そういう中で、
1:01:15	最終的に決めていくんですけども、それが10月の段階で一旦、機構としての全体をスライドとっていきますので、場合によっては、もしももしも万が一そこで、
1:01:28	少しこの固有名詞については、こっちんとすべきだと今年はこうすべきだというのがあれば、
1:01:36	補正なのか変更届なのかをちょっとさせていただくことがあり得るということです。以上です。
1:01:45	中身は変わんなければ、何か軽微変更でいいような気がするけどね。個人的には、規制庁カトウです本規定は軽微変更がないので、
1:01:55	認可になっちゃう。
1:01:57	何か認可が西部みたいな。
1:02:20	規制庁加藤ですけれども他、規制庁側から何かありますでしょうか。
1:02:30	はい。よろしいでしょうか。は特にありません。
1:02:33	これもちょっとまだ申請が出てきてないので、申請できたらちょっと中見させていただいて、
1:02:41	はい。もしかすると会合で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:45	何か追加でちょっと聞くことになるかもしれませんが、その時はよろしくをお願いします。
1:02:51	はい。続きまして資料の4の説明をお願いします。
1:02:57	はい。資料の4、原子炉機構から説明。
1:03:02	説明します。本児の一次系のナトリウムのサンプルの輸送の概要ということで、
1:03:09	もんじゅのナトリウムの処理についてはおかげさまでをもちまして昨年度にですね、国と覚書を交わしたところでございますけれども、
1:03:18	それまで検討にそれまでに至る検討でですね、我々原子力機構で科学分析したデータをもとに、ミスと処分の検討をしてきたんですけれども、今回の国ということで、
1:03:34	A国での許認可の説明書ということで考慮して、切り数、ここでの分析をして、
1:03:45	データを取得しておくということでここにサンプルを輸送するというふうなことを今考えております。
1:03:54	そのサンプルは初めて一次系ナトリウムの方がサイト外に出るということであったりとか、
1:04:01	廃止措置計画細かいことですがでも解消し計画に記載とないということで今回ここでご報告申し上げたいというふうに思っております。
1:04:10	問10の1時間当たりのサンプルですけれども、※1にございます通り、一次系のナトリウムということで原子炉の冷却分の原子炉冷却材を、として使っていたナトリウムのサンプルで、
1:04:24	ございます。
1:04:25	ですので、もんじゅの運転にやって問題発生したということですので、前回炉規則は、
1:04:33	炉規法ですね、今回福祉規則によって取り扱うということで、さらに分析のために今回流出しますので、炉規法上では、配置、
1:04:43	放射性廃棄物に該当しないというふうな理解でございます。
1:04:47	で、サンプルについては今年の2月から3月にかけて、午後をとっております。今現塩分時の現場で保管しているということでございます。
1:04:57	一つにつき100グラムのナトリウムからのチューブ内に充填して評価されておりまして、放射エネルギーとしては、トリチウムはコンマ頃にMBqとナトリウム22が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:09	この頃に何かできてるということで、外運搬規則上では、放射性が、危険性が極めて少ない確認緑地等ということ、L型輸送物に該当するということでございます。
1:05:23	下の写真にある通り、サンプルは、サンプルチューブが5個ありましてそれをUN規格ということ、国際間輸送に使用する容器ということ、それに
1:05:37	梱包いたしまして、国内の空港、
1:05:41	に陸上輸送をした上で、そこから国の
1:05:47	空港に国輸送して、そこから国の陸上輸送して、国内での分析ジョウというところに、陸将し、そうしていくと。
1:05:59	いうふうな形になります。
1:06:02	それから説明は以上です。
1:06:06	規制庁加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして質問等ありましたらお願いします。
1:06:17	外為法はどういう取り扱いありました。
1:06:20	あと下規則と、
1:06:22	他法令ですね。
1:06:25	外為法、すなわち、
1:06:30	輸出貿易管理で、ことになると思うんですけども、そうです。そうですよね。はい。それは、当該判定は、一部、
1:06:44	トリチウムが、本間コロニーベクレル少し入っているところですので、別表1の中に、ちょっと細かい情報を合わせまして50何、第11-1の50何かぐらいにトリチウムの混合してる分、
1:07:00	ブルーが一応規制としてイスト既製品としてございますけれども、
1:07:05	濃度といいますか、としては十分少ないというふうなことは計算結果で、出ておりますので問題ないというふうに理解しております。
1:07:15	なるほど。
1:07:16	危険物としては、
1:07:19	はい。危険物を危険物としては、UALに910、ごめんなさいちょっと細かいことはあるんですけど、ある程度問題、問題ないことも理解しておりますし、日本国内での、
1:07:34	輸送についても今消防の方にご確認している最中でございます。
1:07:40	あとは小5間吉田やればもう検討。
1:07:45	いう感じなんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	国会、
1:07:50	一部すいません。ナトリウムは劇物でもございますので、そうですね、毒劇物取締法にも関わるということでそれについての
1:08:04	土岐清といいますか、ARMについて福井県になります。そこについても今調整をしているというところがございます。そこら辺がだからクリアされればって話ですかね。
1:08:16	おっしゃる通りです。本県ではもう、僕関心で出しちゃってもいいと思うんですよ。
1:08:27	ではこれは、こういう法令がそれぞれあってですね今、関係機関に聞いているっていう。
1:08:35	状況にしといた方がいいと思いますよ。オープンにした方がいいと思います。ここはこの形。
1:08:43	する気がなかったし、
1:08:50	はい、承知しました。
1:08:52	はいその方向で、アドバイスありがとうございます。その方がいいと思いますよ。いわゆる表情が最近数ではない、ないわけですから、
1:09:03	その中で、例えば、構内輸送は甲田雄三。
1:09:08	第運搬係て外運搬係、
1:09:12	刀禰とか、放射性廃棄物ではないからなんでもないんだこれ。
1:09:17	沖工場は何でもないものになるんですね。そうすると、
1:09:21	毒劇法と、
1:09:23	時計物不足と等、
1:09:27	を書いたんだそう。
1:09:29	それとあと、イギリスの国内法ですね、ここら辺だけが関係するってそういうことですね。おっしゃる通りです。
1:09:38	わかりました。そこら辺の話ならもう書いといた方がいいと思います。実際にバルクナトリウム出すのも同じ。
1:09:46	テレビを送るわけですから、バルク等で悪い手続きの練習だと思ってやっていただければと思いますけども。
1:09:55	はい。
1:09:56	承知しましたありがとうございます。そういうスタンスで説明すればいいんじゃないですか。
1:10:02	ペーパー伝えること。
1:10:05	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:07	わかりました。ありがとうございます。
1:10:19	広畑さんほかご質問よろしいでしょうか。
1:10:23	すいません原子力、新井です。
1:10:26	はい、堂本ですけれども。
1:10:30	測定し終わったなドリームサンプルとか最終的にどうされるんでしょうか。
1:10:36	こちらには戻ってございます。イギリスの方で出られるのは、そうです。わかりました。ありがとうございます。
1:10:46	うちのアライが厳しいのは例のもうちょっと大所の方のお話だと思うので、
1:10:53	S Gとかね、PWRのスチームジェネレーターの輸出バランスとか、
1:10:59	そういったものとの関連性だと思うんですけどこれ試験理由っていうことですから向こうで廃棄してもいいと思いますし、もともとその放射性廃棄物でない。
1:11:10	ものとしていくから、
1:11:13	どこでの処理でいいと思います。
1:11:15	これは、
1:11:17	あっちの方はちょっといろいろ問題はあるとは思いますが、
1:11:21	でもやるらしいけど、あっちの話、そういう話はないのはね、
1:11:26	そういうことです。また今回についてはわかりました。
1:11:38	ということでもう、私はありません。
1:11:42	はい。規制庁加藤です。そうしましたら、以上で資料以上、資料で、資料すべてだと思うんですけども、何か全体を通して
1:11:53	原子力規制庁また原子炉機構の方から何かございますでしょうか。
1:12:05	私は特にありません。横井さん何かありますか。
1:12:13	はいありがとうございます。私も特段ありません。ナトリウムのサンプルの件ありがとうございます。一応手続きいろいろ変わってますので、我々の方も、きちんとそれを手続きしてるかと確認をして、万全を期していきたいと思います。
1:12:28	以上です。
1:12:34	減収協会何かありますでしょうか。
1:12:37	印章機構研修機構サワザキです。
1:12:40	加藤さん後でいいんで7月14日監視チーム会合だと思うんですけども、その資料の提出日とかの段取りを、また、ヤマダ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:51	タケウチさんを通じて連絡していただきたいと思います。よろしくお願 いします。
1:12:58	はい。規制庁加藤です承知しました山田さんの方に、後でご連絡たいと 思います。
1:13:05	一応今の時点で確定してるのが
1:13:08	えーとですね。
1:13:09	半分委員会の説明は、7月の10日から始める予定です。
1:13:16	ので衛藤。
1:13:18	7月の
1:13:19	11日Gのお昼ぐらいまでには
1:13:24	少なくとも、その時点でのその会合資料、
1:13:29	ドラフト版みたいなやつをいただきたいなというふうに思います。で、 資料の最終版については、江藤前日、13日の
1:13:38	お昼ぐらいまでに出していただければというふうに考えております。
1:13:48	はい、承知しました。
1:13:57	金城課長は機構から、特にございません。はい、ありがとうございます す。そうしましたら本日の面談を終了したいと思います。本日はどうも ありがとうございました。
1:14:09	ありがとうございました。ありがとうございました。
1:14:12	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。